

「米国関税措置に伴う情報通信分野特別相談窓口」を開設しました

総務省では、米国による関税措置を受け、情報通信分野における企業の皆様からのご相談に対応するため、特別相談窓口を各地方総合通信局等に設置しました。

信越管内（長野県・新潟県）の相談窓口は、以下のとおりですので、関税措置の影響や対応に関するお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

信越総合通信局特別相談窓口

担当部署：総合通信相談所

所在地：〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 番地 長野第 1 合同庁舎

電話番号：026-234-9961

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝除く）

本ページに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

担当部署：総合通信調整官（企画担当）

電話番号：026-234-9932

メールアドレス：shinetsu-kouhou@soumu.go.jp

※なお、米国の関税措置に関する情報については、経済産業省の
米国関税対策ワンストップポータルもご参照ください。

[米国関税対策ワンストップポータル](#)（METI/経済産業省）